

秘密保持契約書(雛型) 解説書

設計製造情報化評議会

建築 EC 推進委員会

情報共有検討ワーキンググループ

平成 26 年 8 月

目次

前文.....	4
第1条 秘密情報.....	5
第2条 秘密保持義務.....	7
第3条 教育.....	8
第4条 管理.....	9
第5条 開示当事者による監督.....	10
第6条 権利帰属.....	11
第7条 秘密情報の返還及び廃棄.....	12
第8条 損害賠償.....	13
第9条 期間.....	14
第10条 解除.....	15
第11条 管轄.....	16
第12条 その他.....	17

前文

(前文)

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」と言う。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」と言う。）とは、〇〇〇〇業務（以下「本件業務」と言う。）に関し、相互に開示される秘密情報の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約を締結する。

【解説】

本秘密保持契約書雛型は、建築プロジェクトにおいて発注者と受注者の間で締結される秘密保持契約について、条項を検討する際の参考情報として例を示したものです。

発注者と受注者の間の秘密情報管理は、「受注者は発注者の情報を漏らさない」、「発注者は受注者の情報を漏らさない」という 2 つの側面があります。契約条項は、発注者から受注者への一方的で片務的な内容にはせず、発注者と受注者の双方がお互いの情報を漏洩しないように対策を取り合うことを求めるものにすることが重要です。

各条項は、C-CADEC 建築 EC 推進委員会情報共有検討 WG の構成員及び C-CADEC 会員企業各社にご協力を頂き作成しております。

実際に建築プロジェクトで活用される際には、プロジェクトの実情に応じて契約当事者間で各条項の見直しを行って下さい。

第 1 条 秘密情報

(秘密情報)

- 第1条 本契約において秘密情報とは、甲又は乙の営業情報、サービス情報等を含み、本件業務のために開示当事者から受領当事者に書面、電子又は口頭により開示される全ての情報のうち、開示当事者が秘密に保持すべきものと指定したものを言う。
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に該当しない。
- (1) 取得した時に既に公知、公用となっていたもの
 - (2) 取得した後に受領当事者の責によることなく公知、公用となったもの
 - (3) 取得する以前に守秘義務を負うことなく既に知得していたもの
 - (4) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

【解説】

発注者所定の秘密保持契約書面では、秘密情報の定義を「発注者が開示する全ての情報」としているケースが多くあります。この場合、口頭やメールを含む全情報が秘密情報となり、受注者は厳密に管理すべき対象を絞り込まずに、情報漏えい対策に多大な労力・時間・費用を要することになります。

秘密情報の対象を絞ることで、より厳密かつ効率的な秘密情報漏えい対策が実施でき、本当に第三者に漏らしてはいけない秘密情報の漏えいリスクが低減できるケースも多いと思われます。

よって、雛型では秘密情報の定義を「開示当事者から受領当事者に書面、電子又は口頭により開示される全ての情報のうち、開示当事者が秘密に保持すべきものと指定したものを言う」としています。

発注者が開示する秘密情報だけでなく、受注者が発注者へ開示する技術情報等にも公開していない技術などの秘密情報が含まれる場合がありますので、発注者および受注者の双方が、どの情報が第三者に漏洩した場合に損害が発生するのかを特定しておき、関係者に認識させることが重要です。

2 項にはあまり使い慣れない「公知」、「公用」という単語が用いられています。特許法 29 条 1 項 1 号では公知技術、同 2 号は公用技術について定義を行っています (3 号は文献公知技術の定義であり、公知技術の 1 類型について特に定義したものの)。

特許法第 29 条 1 項

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一. 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二. 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三. 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

たとえば、講習会・講演会等で講師が受講者に対して講演した場合、受講者という公衆（不特定多数の者）に対し公開し、公然と知られるようになった講習・講演の内容（提示した資料を含む）は公知となったといえます。

学会誌等に投稿された場合を考えると、その原稿に記載された内容が公表（つまり発行）されれば公知となったと言えますが、原稿が受け付けられただけでは公衆に利用可能となったとは言えませんので、公知となったとはいえません。

関係者限りで共有される情報、特定の者だけが利用でき、部外秘(関係者内部限り)で公開されている共有情報は公知となったとは言えませんので、不特定多数に対し公開されているか、区別には注意が必要です。

本雛型において、秘密情報に該当しない情報の具体例は以下のとおりです。

- 2 項 1 号 開示当事者が既にインターネットや出版物を通して当該情報を公開していた場合など。
- 同 2 号 受領当事者へ開示後、開示当事者がインターネットや出版物を通して当該情報を公開した場合など。
- 同 3 号 本契約の対象とは別のプロジェクト等で既に受領済みの情報であり、かつその別のプロジェクトでは秘密保持契約を締結していなかった場合など。
- 同 4 号 同じ情報を本件業務に関わる関係者と第三者が有しており、両者がともに当該情報を開示する権利を有していた場合に、受領当事者が第三者から取得した場合など。

【参考情報】

秘密情報として特定した情報は、紙情報は金庫や鍵付キャビネット等への保管を行い、電子データについてはパスワードを付与し、発注者名を秘匿する等の措置をとるケースが多いようです。

第2条 秘密保持義務

(秘密保持義務)

- 第2条 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた秘密情報について厳に秘密を保持し、開示当事者の書面による承諾なく、本契約の内容および秘密情報を開示又は漏洩してはならない。
2. 前項にかかわらず、受領当事者は、以下の関係者に対し、本件業務に必要な範囲内で、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は秘密情報の開示を受ける者に対し、本契約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。
- (1) 受領当事者の役員および従業員で、本件業務の履行に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な者
 - (2) 受領当事者が本件業務を委託する者の役員および従業員で、本件業務の履行に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な者
 - (3) 受領当事者が本件業務について相談する必要がある弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等の専門家

【解説・事例】

秘密保持契約書では、協力業者等は関係者に含まれない「第三者」として取り扱っているものがあります。

その場合、協力業者への業務遂行上必要な図面開示の際に客先の事前承諾が必要となる等、時間と労力を要することが懸念されます。

発注者と受注者間と同程度の内容で秘密保持契約を締結、または誓約書を提出した協力業者については「第三者」ではなく「関係者」扱いとできる契約内容となるよう交渉すべきです。

本雛型では、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる相手の一つとして、本条第2項2号に「受領当事者が本件業務を委託する者の役員および従業員で、本件業務の履行に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な者」を定義しています。協力会社（専門工事業者、施行図業者など）はこれに含まれます。

第3条 教育

(教育)

第3条 甲及び乙は、関係者に対し、本契約に定める事項を十分に説明し、秘密保持義務を遵守するよう教育・周知の対策を講じなければならない。

【解説・事例】

本条で関係者に対する教育を義務づけています。

【参考情報】

ここでは受注側の関係者に対する「秘密保持義務を遵守する教育」について例を示します。作業所の場合、現場代理人又は代理人が指名する者が教育の実務を担います。

教育の対象は次のとおりです。

- ① 元請業者の管理者、担当者（及び作業員）
- ② 協力業者
- ③ 協力業者の管理者、担当者および作業員
- ④ その他 プロジェクトに携わる関係者

教育には次のような機会があります。各機会を活用することが有効的、効率的です。

- ① 組織ごとのセキュリティ講習
- ② 月次で開催される災害防止協議会
- ③ 安全大会
- ④ 新規入場者教育

当該作業所における秘密情報の特定、開示や持ち出しの制限、取扱いの注意事項、その他について教育します。漏洩した場合の影響についても言及します。

教育・啓蒙のためのツールには以下のようなものがあります。組み合わせて活用すべきです。

- ① 過去の守秘情報漏洩事故事例
- ② 漏洩事故発生時に予想される影響とその大きさについて
- ③ 啓蒙ポスター、ハンドブック、小冊子、その他
- ④ Web 教育を利用している場合は、関連情報の掲示

第4条 管理

(管理)

- 第4条 甲及び乙は、本契約の趣旨に則り、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。
2. 受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報について、厳重に管理の上、関係者のみの取扱いとし、第三者に貸与、譲渡等してはならない。また、開示当事者からの返還もしくは廃棄の要請がある場合、それに従う。
 3. 受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を本件業務の目的にのみ使用するものとし、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しない。

【解説・事例】

秘密情報が電子データの場合は、ファイルサーバや、ASP（アプリケーションサービスプロバイダ ソフトウェアなどのサービスをネットワーク経由で提供する事業者）によるサービスを利用して、個人単位でのアクセス権制御ができることが望ましいです。

【参考情報】

開示当事者より、「秘密情報の複製又は複写を行う際には、事前に開示当事者の承認を求めること」について秘密保持契約書に記載することを求められる場合があります。全ての秘密情報について事前の承認を必須とすると、複製・複写の度に申請及び承認が必要となり、受領当事者に負担がかかるだけでなく、開示当事者にとっても相当の対応負荷がかかり、プロジェクトの遂行に支障をきたすおそれがあります。そのため、事前の承認について秘密保持契約書に記載する場合には、双方合意の上で事前の承認が必要とする範囲や手段を定めるために「プロジェクトの実情に応じて開示当事者と受領当事者とで協議する」旨も記載することが有効です。

承認、通知の手段については、書面、メール、口頭などいくつかの手段が考えられます。図面を複写する場合にはあらかじめ書面による確認をする、電子データをコピーする場合は、メールで確認する、などのレベルに応じた対応を定義しておくことが望ましいです。

第5条 開示当事者による監督

(開示当事者による監督)

第5条 開示当事者は、受領当事者に対し、必要に応じて、秘密情報の管理状況に関する報告等を求めることができるとともに、本契約の履行確保のために、受領当事者に対し管理状況の改善を要請することができる。

【参考情報】

求めることができる報告等の内容、および改善要請事項には以下のようなものがあります。

- ・教育の実施状況（実施内容）
- ・秘密情報の管理体制（情報管理責任者の設置など）
- ・秘密情報へのアクセス制限、およびアクセスログの確認
- ・パソコンのセキュリティ対策（ウイルス対策ソフトの指定など）
- ・秘密情報の管理状況に係る監査に関する情報

第6条 権利帰属

(権利帰属)

- 第6条 秘密情報に係る権利は、秘密情報が無体物又は有体物であるかにかかわらず、全て開示当事者に帰属する。当該権利には、著作権及び産業財産権等の知的財産権、所有権その他一切の権利を含む。
2. 本契約に基づき著作権及び産業財産権等の知的財産権に関する情報を開示当事者が開示したことをもって、それらの知的財産権について受領当事者に譲渡又は許諾するものではない。

【解説】

「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称です。

第7条 秘密情報の返還及び廃棄

(秘密情報の返還及び廃棄)

第7条 受領当事者は、本件業務の履行が終了する場合及び開示当事者から要請があった場合は、開示当事者の指示に従い、開示当事者から提供を受けた秘密情報及びその複製物並びに複写物の全てを開示当事者に返還又は廃棄しなければならない。

2. 前項にかかわらず、法令で保管義務等の定めのある文書等については当該法令の定めに従う。

【解説・事例】

本条の適用範囲に以下のものが含まれます。

- ① 受領当事者に開示、提供された秘密情報。その複製物、複写物を含む。
- ② 受領当事者が本件業務に関わる関係者に開示、提供した秘密情報及びその複製物、複写物を含む。

【参考情報】

廃棄に当たっては、情報が判読不能となる措置を講じることが必要です。以下に事例を記載します。本件業務に関わる関係者に秘密情報を開示・提供している場合には、当該本件業務に関わる関係者に同等の措置を義務付けます。義務付けには、当該本件業務に関わる関係者との契約において、これを明記する必要がある点に留意が必要です。また廃棄する場合は、当該本件業務に関わる関係者から廃棄の記録を証跡として受領することが望ましいです。

(事例1) 電子情報

ア パソコン・サーバのハードデスク内のデータは、削除後、「ごみ箱」も空にする。なおこの状態では復元ソフト等により判読可能となる可能性があるため、ツールを使いデータ抹消処理を行うことが望ましい。

イ 情報を外部記録媒体に保存している場合は、当該媒体を物理的に破壊する。

ウ ASP サービス等、情報が外部のサーバに保存されている場合は、サービス提供事業者データの削除を依頼し、同事業者から削除の記録を証跡として受領する。

なお、ASP サービス等を利用する場合は、利用規約等における秘密保持、データの削除、サービス終了後のデータの取り扱い等の条項を事前に確認・把握する必要がある。

(事例2) 非電子の情報

書面、出力した写真等の情報は、シュレッダー等による裁断、溶解処分など、情報が判読不能となる物理的な措置を講じる。

なお、開示当事者から廃棄が求められた場合であっても、以下例のように法令で定めのある文書等については、法令の定めのとおり保管することが求められます。

例1) 完成図や発注者との会議議事録は引渡日から10年間の保管が必要(建設業法)

例2) 設計図書は作成した日から15年間の保管が必要(建築士法)

返還又は廃棄の証跡について、秘密情報の返還又は廃棄にあたっては、後々のトラブルを防止するために、開示当事者から返還又は廃棄を確認した旨の書面を受領することが望ましいです。

第8条 損害賠償

(損害賠償)

- 第8条 受領当事者は、秘密情報の漏洩等の事故が生じた場合には、速やかに開示当事者に対しこれを報告し、開示当事者の指示を受けるものとする。
2. 受領当事者が本契約に定める事項に違反したことにより、開示当事者が損害を被った場合、受領当事者は開示当事者が被った損害を賠償するものとする。ただし、開示当事者に生じた間接損害、特別損害及び逸失利益については、受領当事者は責任を負わないものとする。

【参考情報】

本条の前提として、万一の秘密情報漏洩事故発生に備え、責任範囲を明確化しておくことが必要です。

- ・ 事前に開示当事者は受け渡す秘密情報について、その機密レベルや漏洩時のリスクを考慮した取扱区分および責任者を定めておく。
- ・ 上記で定めた内容を元に、責任分担について明確化した契約書を作成し、受領当事者と交わすようにする。
- ・ 開示当事者は、責任分担について明確化しても、秘密情報に関する最大限の管理義務を有する。

第2項について、開示当事者に損害を与えた場合の受領当事者の負担額は「契約金額の範囲内とする」「契約金額の○分の1を上限とする」など上限を定める例があります。

なお、この場合の間接損害とは、秘密情報漏洩等の事故に起因し開示当事者が間接的に被った損害（例えば、秘密情報漏洩を受けたセキュリティ対策費の増加等）を指し、特別損害とは、開示当事者の特別な事情から生じた損害のうち、その特別な事情について、事故発生以前に受領当事者が予見できた損害を指します。

また、逸失利益とは、本来得られるべきであったにもかかわらず、事故の結果得られなかった利益を指します。

いずれにせよ、開示当事者が直接被った損害（直接損害）を除けば、事故との相当因果関係の立証は難しいものです。ましてや開示当事者に悪意があった場合、影響範囲の解釈によっては損害額を操作することも可能となりますから、一般的な契約書においては、こうした損害・利益については免責規定を盛り込むことが多いようです。

第9条 期間

(期間)

第9条 本契約の有効期間は、本件業務の履行が終了するまでとする。

2. 前項にかかわらず、第2条（秘密保持義務）、第4条（管理）、第6条（権利帰属）及び第8条（損害賠償）は本契約の終了後も有効に存続する。

【参考情報】

有効期間は甲乙協議のうえ定めることが望ましいです。有効期間の検討においては、関連法令との整合を取ることも必要です。本雛型では、本条2項の記述により以下関係法令との整合性を担保しています。

建設業法施行規則第28条第2項において、第26条第5項に規定する以下の図書の保存期間は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間と定められている。

- ・完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）
- ・発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）
- ・施工体系図

また、第2項において、第2条、第4条、第6条、第8条は確認の意味で契約終了後も存続する旨を記載しています。

第10条 解除

(解除)

第10条 甲及び乙は、相手方が本契約に定める条項の一に違反したときは、本件業務の委託契約を解除することができる。

【解説・事例】

相手方の秘密保持に問題があり、指摘等によっても改善が見られない場合には、委託契約自体を解除することが必要になると考えられます。雛型案では、甲が契約を解除できる条件、ならびに乙が契約を解除できる条件を記載しています。

また、契約を解除する際に相手方に通知する期間（〇ヶ月前に通知する 等）を規定しておくことも考えられます。

第 11 条 管轄

(管轄)

第11条 本契約について争いが生じたときは、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【解説・事例】

本契約に関連して争いが生じたときのために、予め管轄の地方裁判所を規定しておきます。

民事訴訟法は、争いの管轄裁判所について、被告の普通裁判籍（同 4 条 1 項）、財産権上の訴えの場合はその義務履行地を管轄する裁判所が第一審になる（同 5 条 1 項）と規定しています。

ただし、この規定は任意規定であり、当事者間の合意が有れば変更することが可能です。開示当事者と受領当事者の居所が大きく違っていた場合や、義務履行地が遠方の場合などには、いざ争いになった時に不必要な労力がかかることとなりますから、契約書作成の際には第一審の専属的合意管轄裁判所を規定、明記しておくことが多いようです。

第 12 条 その他

(その他)

第12条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合、甲及び乙は互いに誠意を持って協議のうえ、円滑に解決を図るものとする。

【解説・事例】

本契約に定めのない事項や疑義が生じた場合には誠意を持って対応するなど、規定しておくとう望ましいです。